

## 財務 VOL.2

## いまさら聞けない『減価償却費』を理解する：前編

### 【誰でも聞いたことがある“ゲンカショウキヤクヒ”】

前号にて、利益とお金は一致しない、それは「税金の支払」、「借入金の返済」、そして「減価償却費」が原因ですよ、というお話を致しました。

会計事務所から、この「減価償却費」について説明を受けたことがあるものの、何となく「何か資産を買った場合に、毎年いくらか経費で落としていくモノ…？」ぐらいのイメージしか持たれていない方が多いのではないのでしょうか？

しかし、この「減価償却費」を知っていると知らないのとでは、節税対策と称した“無駄遣い”がなくなり、お金を失うことも防ぐことができますし、逆に、上手く活用すれば、お金の流れを良くすることも、上手に節税することも出来る重要なものなのです。

今まで数多くのお客様から、この「減価償却費」についてのご質問がダントツに多かったので、今号・次号の2回シリーズで完全に解説します。

詳しくご存知の方も、そうでない方も、これを機会に“ゲンカショウキヤクヒ”を極めてしまいましょう！

### 【そもそも“減価償却費”って何ですか？】

減価償却費とは…、簡単に言いますと、「物(資産)を購入した時の代金は、購入した年で全額経費にするのではなく、購入した物の使用可能な年数と一定の方法(定額法や定率法)に従い、その年数に分けて計上する経費」です。

もっと簡単に言うなら、物(資産)を買ったら、事業で使うからといってその時に全額経費にするのではなく、“その年に使用した部分だけを経費で落とす”ということです。

#### ※ イメージ(車を購入した場合)

購入代金 300 万円＝経費 300 万円…×  
(購入初年度に全額経費)

購入代金 300 万円＝経費 50 万円×6 年…○  
(購入してから6年間で50万円ずつ均等に経費)

まずここまでで、『物(資産)を買った場合、一度に経費に出来ずに、何かしらのルールで数年に分けて経費にするのが減価償却費なのか～』と理解して頂ければ大丈夫です。

### 【たったこれだけのことです】

次に、先述しました「使用可能な年数」、「一定の方法」とは何なのでしょう？

まず、「使用可能な年数」というのは「法定耐用年数」と言い、パソコンなら何年、車なら何年と“使用可能であろう年数”を資産ごとに法律で決めているのです。

それは何故か？例えば、先ほどの「車」を例にとると、「ウチはこの車を1年で乗り潰すつもりだから1年で全部経費にする！」という人や、「ウチは2年で…」という人が出て来ると困りますよね？と申しますか、必ず出て来でしょう。

だから、『その年に使用した部分＝使用可能な年数』を決めておかないと不公平になるのです。

「一定の方法」というのも同じことで、代表的なものとしては、「定額法(決まった額を経費にする方法)」、「定率法(決まった率で計算した額を経費にする方法)」という方法を法律で定めていますが、不公平をなくすためだけなのです。

従って、減価償却費というのは、『物(資産)を購入した場合に、法律で決められた年数と方法で数年に分ける経費』であると知っていればいいのです。

### 【先生、節税のために“ベンツ”を買っちゃいましょう！】

まあ、ベンツとまではいかなくても、決算対策に資産購入を勧められた先生も多いと思いますが、今号をご覧になった先生方であれば、今後、そのようなお話が出たとしても冷静に対処出来るのではないのでしょうか？

例えば、決算対策に450万円のベンツを決算月である12月に買ったとしましょう、それで落ちる経費は、耐用年数が6年として450万円の6分の1ですから75万円、しかも1ヶ月しか使用しない訳ですから、その12分の1しか経費になりませんので、約6万円余り…。

450万円のキャッシュを使って約6万円の経費です。これが決算対策と言えるでしょうか？これならば、約6万円の消耗品か何か必要なモノを買ったのと同じです。

今までの資産購入で、思い当たる買物はありませんか？

今回は減価償却費の上手な活用方法をお届けします。

### ■ おしらせ

レポートの内容は、基本的に弊社が体験した経営上の課題を分かりやすく解説し、少しでも日々の経営に役立てて頂けるように作成しておりますが、「もっと詳しく知りたい」・「こんな話題も取り上げて欲しい」等のご要望がございましたら、**倶楽部会員専用メールアドレス**にてお問合せ下さい。また、「具体的な相談に乗って欲しい」というご要望がございましたら、「**無料経営相談**」をお申込み下さい。詳しくは、<http://now.amcp.biz> をご覧下さい！